

## テント倉庫・膜構造委員会規約

平成16年5月14日制定

平成17年5月18日改正

平成18年5月29日改正

平成25年3月 5日改正

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 本会は、日本テントシート工業組合連合会に所属する組合員並びに賛助会員が、テント倉庫・膜構造等の製作及び施工技術を図り、かつ安全性の確保と健全な普及発展を促進することを目的とする。

#### (名称等)

第2条 本会は、日本テントシート工業組合連合会テント倉庫・膜構造委員会(以下「テント倉庫委員会」という。)と称する。

2 本会は、日本テントシート工業組合連合会規約第51条及び委員会規則第1条に基づく委員会とする。

#### (事務所)

第3条 本会の事務所を東京都千代田区神田美土代町1-1 アワヅビル4F  
日本テントシート工業組合連合会内に置く。

#### (事業)

第4条 本会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) テント倉庫・膜構造等の製作及び施工技術の開発及び向上に関すること及び情報の提供。
- (2) テント倉庫・膜構造等の製作及び施工技術の開発及び向上に関する講習会等の実施
- (3) 建築基準法第68条の規定に基づく型式適合認定制度の日本テント工連型式テント倉庫・膜構造の認定の取得及び会員への頒布等の実施
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事項

### 第2章 会員

#### (資格)

第5条 本会の会員は、原則として日本テントシート工業組合連合会の会員たる工業組合の組合員であり、かつ、テント倉庫・膜構造等に関する製作及び施工を営むもの並びに本会の趣旨に賛同する賛助会員とする。

#### (入会)

第6条 会員は、別に定める入会申込書を委員長へ提出し、委員会の承認を得なければならない。ただし、本規約制定前に既に「テント倉庫・膜構造部会」の会員であった者は、本規約制定後も本会の会員の資格を有するものとみなす。

- 2 前項の入会申込書には地区組合理事長の推薦書を添付するものとする。
- 3 会員には当会員であることを証する書面を交付する。

(会費等)

第7条 会員は、別に定める会費及び入会金を納入しなければならない。

2 会員は、各種事業運営費として分担金を負担することがある。

3 新たに会員になったものは、前項に定める会費のほか、既に開発された技術開発等に関する知的財産を利用しようとする場合は、別に定める費用を負担するものとする。

(会員資格の喪失)

第8条 会員は、次の各号に該当する場合はその資格を失う。

(1) 退会

(2) 解散

(3) 除名

(退 会)

第9条 会員が退会しようとするときは、理由を付して、別に定める退会届けを、委員長に提出しなければならない。

(除 名)

第10条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会において会員総数の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。

(1) 会員として義務に違反したとき

(2) 本会の名誉をき損し、又は本会の設立の趣旨に反する行為をしたとき

(3) 会費を1年以上納入しないとき

(抛出金品の不返還)

第11条 会員が退会、又は除名され、もしくは他の理由により会員の資格を失ったときは、既に納入した会費、その他抛出金品は返還しない。

### 第3章 委員

(種別及び員数)

第12条 本会に、次の委員を置く。

(1) 委員長 1名

(2) 副委員長 2名

(3) 委員 5名以上20名以内(委員長、副委員長を含む。)

(4) 監事 1名

(委員の選任)

第13条 委員は、本会の会員の中から、地区ブロック議長により推薦された者又は地区理事会が推薦した者のうちから、理事会の議を経て理事長が委嘱する。

2 委員長及び副委員長並びに監事は委員の互選とする。

(職 務)

第14条 委員長は、本会の会務を統轄する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行

し、委員長が欠けたときは、その職務を行う。

3 委員は、委員会及び総会の議決に基づいて、会務の執行に当たる。

4 監事は、民法第59条に規定する職務を行う。

(1) 本会の財産の状況を監査すること。

(2) 委員の業務執行の状況を監査すること。

(3) 財産の状況又は業務の執行につき不整の虞あることを発見したときはこれを総会に報告すること。

(4) 前号の報告を為すため必要あるときは総会を招集すること。

(委員の任期)

第15条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再選することができる。

3 委員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が委嘱されるまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第16条 委員に、委員としてふさわしくない行為があったときは、総会の議決により、解任することができる。

## 第4章 会 議

(会議の種類)

第17条 本会の会議は、総会と委員会とし、総会は通常総会と臨時総会とに分ける。

(構成)

第18条 総会は、会員をもって構成する。

2 委員会は、委員をもって構成する。

3 理事長は総会及び委員会に出席することができる。

(総会)

第19条 総会は、次の事項を議決する。

(1) 規約の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び収支予算の決定

(5) 事業報告及び収支決算の承認

(6) その他本会の運営に関する重要な事項

(委員会)

第20条 委員会は、次の事項を議決する。

(1) 総会の議決した事項の執行に関すること

(2) 総会に付議すべき事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(会議の開催)

第21条 通常総会は、毎年1回、事業年度終了後2か月以内に開催する。

2 臨時総会は、委員が必要と認めたとき、又は会員の3分の1以上から、会議の目的たる事項を示して請求があったとき開催する。

3 委員会は、会長が必要と認めたとき、又は委員の2分の1以上から、会議の目的たる事項を示して請求があったとき開催する。

(会議の招集)

第22条 会議は、委員長が招集する。

2 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、すくなくとも10日前までに通知しなければならない。

(議長)

第23条 会議の議長は、委員長がこれに当たる。

(定足数)

第24条 会議は、総会においては会員の、委員会においては委員の半数以上の出席(書面による議決権又は選挙権を行使する者を含む。)がなければ開催することができない。

(議決)

第25条 会議の議事は、出席者の過半数の同意をもって決する。

2 可否同数のときは、議長がこれを決する。

(総会の議事録)

第26条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において議長が指名した議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

(理事会の議事録)

第27条 委員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 委員総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において議長が指名した議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

(委員の機密保持義務)

第28条 委員は、その職務に関して知り得た機密を洩らしてはならない。  
(特別利害関係人の議決参加)

第29条 会議の議事につき、特別の利害関係を有する委員は、その議決に加わることができない。

## 第5章 資産及び会計

### (資産)

第30条 本会の資産は、次の通りとする。

- (1) 会費
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) その他の収入

### (資産の管理)

第31条 本会の資産の管理は、委員長が管理し、その方法は、委員会の議決を得て委員長が定める。

### (予算及び決算)

第32条 本会の予算は、委員長が作成し、年度開始前に委員会の議決を得て、総会の承認を得なければならない。

2 収支決算は、年度終了後2か月以内に委員長が作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

### (会計年度)

第33条 本会の会計年度は、毎年4月1日始まり翌年3月31日に終わる。

### (余剰金の処理)

第34条 本会の決算に余剰金が生じたときは、委員会及び総会の議決を経て、これを翌年度に繰越すことができる。

## 第6章 規約の変更・解散

### (規約の変更)

第35条 この規約は、総会において、会員の3分の2以上の議決を経なければ、変更することができない。

### (解散)

第36条 本会は、総会において、会員の4分の3以上の同意を得なければ解散することができない。

### (事務局)

第37条 本会に、本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局員を置くことができる。

3 前項の事務局員は、日本テントシート工業組合の事務局員を当てることができる。

4 第3条の事務所及び前項の事務局員に係わる費用の一部負担については、別に定める。

## 第7章 雑則

第38条 この規約の施行について必要な事項は、委員長が委員会の議決を経て決定する。

### 附 則

- 1 この規約は、平成16年4月1日から適用する。
- 2 この委員会は、テント倉庫・膜構造部会のすべての権利及び義務を承継する。
- 3 テント倉庫・膜構造運営規則は廃止する。